

札幌市環境影響評価審議会 仮称) 屯田・茨戸通第2回部会

議 事 録

日 時 : 平成 17 年 11 月 9 日 (水) 14:00 ~
場 所 : 環 境 プ ラ ザ 環 境 研 修 室

札幌市環境局

1. 開 会

黒河課長 定刻まであと一、二分ございますが、おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、札幌市環境影響評価審議会（仮称）屯田・茨戸通第2回部会を始めさせていただきます。

本日は、村野委員が欠席されておりますけれども、出席委員は6名いらっしゃいまして、過半数に達しておりますので、部会として成立していることをまずご報告いたします。

それでは、最初に、ごあいさつをさせていただきます。

環境局環境都市推進部長の高宮よりごあいさつを申し上げます。

高宮部長 皆様、ご苦労さまでございます。

第2回目の専門部会を開かせていただきたいと思います。

きょう、まさに初冬らしい季節で大変寒くなりました。太田先生は風邪を召されているということで、気をつけていただきたいと思います。

きょうは第2回目ですが、前回いろいろいただきましたご指摘に対してまとめてきました。何とか第2回でできるだけまとめられればと考えておりますので、ご審議のほどをよろしく願います。

黒河課長 それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

会議次第が1枚ございます。それから、資料1として審議事項のペーパーが1枚ございます。あとは座席表でございます。

これが本日の資料になりますが、落丁がありましたらお教えてください。

資料1の審議事項についてですけれども、前回の部会におけます審議結果から、私どもの方で本日の検討事項について箇条書きの形で整理をさせていただきました。そのほかに、今、事業者の方から、札幌市環境影響評価審議会 第2回部会資料というものが手元に届いたところでございます。

資料については以上でございます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

議事の進行を太田部会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

太田部会長 それでは、審議を始めさせていただきます。

本日の審議は、まず最初に、前回、10月12日の部会で審議予定でした石川委員からの意見について、ご本人がいらっしゃらないということもありまして審議が不十分でしたので、まず石川委員に説明をしていただきたいと思います。その後、前回までに市民まちづくり局にお願いしておりますが、前回の審議でいろいろ問題となった案件、それから本日の石川委員から改めて説明していただいた意見に関して回答をしていただいて、皆さん

で議論していただきたいと思います。その後、最後に、市民意見に対する見解書を前々回にいただいていますので、それについての確認ということで、これは私たちの議事案件ではございませんけれども、確認という意味で、もし何かありましたらこれに対するご意見をいただきたいと思います。

議事の予定としましては、今回で部会としての意見を取りまとめる予定でしたけれども、前回はいろいろな意見がありましたし、石川委員からの意見もありましたので、今回、事業者である市民まちづくり局から答えをいただいて、議論をしていただいて、事業者からの説明は今回でおしまいとさせていただきたいと思います。そういう意味で、今回は存分に議論していただきまして、この次は我々の部会で部会案をまとめるという形で進めさせていただきます。

ということで審議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

太田部会長 それでは、石川委員の方から説明をお願いいたします。

石川委員 内容についていろいろ書いたのですが、それについては事前に関係部局と協議させていただく時間を設けていただきましたので、それについては審議の対象となっている事項の方でご説明があると思います。それについては、こちらの方も、大まかなところではいろいろと検討していただいたということで了解しております。

ただ、前回の滝野の例も含めてどうなのかなと考えていたのは、この審議会は、見解書が受理されてから120日の間に結論を出さなければいけないということで、前回もその途中でイレギュラーがあったのですが、それでも日数の制限があって、紆余曲折を経て何とか意見書を出しました。今回も120日間という制限があるわけですが、こちらの方でいろいろ意見を言っても、微調整で済む場合もあれば、微調整で済まない場合もあるのだろうと考えておりました。それについては、関係部局の方ともいろいろ話をさせていただいたのですが、やはり、環境局というか、この審議会で一番最初に皆さんで論議してつくってきたやり方というのは本当に十分なのかなというのが気になっております。

例えば滝野の場合も、2年間かけて調査していただいた結果を受けて120日間で議論しまして、こういう調査が不足とか、こういうことをやっていただけませんかというお話をしたのですが、そういう話が、中でつくった要綱といいますか、事前にこういうことに配慮してくれという指針はあるのですけれども、それを事業者の方に渡しておけば、それだけを事業者が見ていれば、果たして120日間の審議で十分なのかなという気がしているのです。

ですから、調査に入る時期、もしくは調査の中間の段階で、こういうものを調査しておく必要があるのではないですかということ、審議会の形をとるか、あるいは専門の委員に個別に話を聞きに行くか、そういう形で調査に肉づけをしていくことができれば、前回もそうだったのですけれども、審議会に入ってからもめるようなことはないのではないかと思います。

今回の道路のことについても、かなりぎちぎちのスケジュールの中でやっております。ただ、いろいろご配慮いただいたので、これで何とかなるのかなと。また、事後の調査もしていただけるというお話もありましたので、本件については、とりあえず、これでしょうがないのかなというふうに考えているところです。

これは仮称) 屯田・茨戸通のことから離れますが、今後審議を進めていく上で、もうちょっとやり方を検討しておく必要があるのかなということ、前回と今回参加させていただいて考えたところです。

これは、ここの席ということではなくて、また別途、そのあり方なり、皆さんへの諮問の仕方なり、意見なり、事前調整なり、そういうもののあり方を含めて考えていただく機会を設ける必要があると思います。会長を含めて、委員全員ではなくても、環境局から意見を聞いていただいて、やり方を再検討、微調整する必要があるのかなという気がしております。

それと今回の屯田・茨戸通の意見が一緒に出ているものですから、ちょっと煩雑な意見書になって申しわけなかったのですが、そういうつもりもあって書いておりますので、ぜひそのあたりをお含みおきいただいて、今後、お話をさせていただきたいと考えております。

私は、関係部局さんといろいろ調整させていただきましたので、個別のことについては大体納得しておりますが、環境局との間の関係で今後ご相談させていただきたいと思っております。

太田部会長 それでは、きょうはこの中での問題点の審議ということで事業者から返答をいただくことになっておりますので、札幌市環境影響評価のあり方そのものについての問題点は、また別のときにやるということにさせていただきたいと思っております。

黒河課長 今のことに答えしておいた方がよろしいかなと思います。

太田部会長 簡単にであれば、どうぞ。

黒河課長 まだ私どもも2件目ということで、前回の墓地の案件が初めてで、道路の関係も初めてです。ましてや、都市計画決定との絡みなどいろいろございまして、我々も試行錯誤の状況でございます。

つい先日、大都市環境影響評価担当者会議にも出席してまいりましたけれども、やはりそれぞれが課題をお持ちでした。もう100件以上こなしているところもありますが、やはり、審議に入るタイミングとか、いろいろな部分で悩まれているというか、割り切らざるを得ないというか、そんな意見をお聞かせいただいたところです。

今の条例の中で考えなければならないと思っていますのは、審議をお願いするタイミングですね。今までは準備書が出た段階で諮問をさせていただく形をとってまいりましたが、実質としてはやはり方法書のところから入るべきだろうということで、審議委員の皆さんではなくて、個人に対して方法書を見てご意見をくださいということは引き継いでやっておりますけれども、その辺について、審議会というルートに乗せるのか、専門家の方

のお知恵を拝借する形をとるのか、やり方を考えていかねばならないだろうと思っています。

ただ、私が心配しておりますのは、方法書の段階で、ニアリーイコールで審議会の先生方をお願いしてしまいますと、審議会そのものの位置づけといたしますか、審議の重みそのものが形骸化するのではないかというご指摘が出てくるかなという気もしております。もちろん、この制度は、事業者みずからが、もちろん今までも環境配慮はあったと思いますけれども、今まで以上にきちんと環境配慮をしてもらうということをルール化した部分がありますので、一義的には事業者の方にゆだねざるを得ない部分がほとんどでございます。その部分で、一つの制度、ルールではありますけれども、事業者の方にきちんと環境配慮をしていただくために、我々として制度をうまく運用し、今、石川委員からお話がありましたように、審議会の皆さんのお知恵も拝借しながら、物によってはスパンが長いものとか、非常に短期間で合理的な計算で結論が出せるものとか、いろいろなものがあると思いますが、この先、審議会は継続しますので、その中でご意見をいただいて考えていければなと思っています。

太田部会長 それでは、市民まちづくり局の方からお答えをお願いします。

丸田課長 市民まちづくり局の丸田でございます。

私の方から、これまで出た質問に対して、保留になっていた部分も含めて、それから、石川委員がご質問になっていた部分も含めて説明をさせていただきます。

資料1 審議事項と書いてあるもの、ちょうどこれが課題としてお預かりしているものでございますので、これに沿ってお答えさせていただきます。使います資料は、A4のホチキスどめになっております資料を用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、道路騒音対策について、遮音壁の位置ということで課題をいただいておりました。

それにつきましては、きょうお配りした資料の1ページ目を見ていただきたいと思います。

位置につきましては、当初、私たちの方で提案させていただきましたのは、歩道と民地との境界のところに1.5メートルの遮音壁を設けたいということでお話をさせていただきました。しかしながら、減衰効果を考えると、理論上は歩車道の境界に設置すべきだろうというご指摘を受けたところでございます。

それで、1ページ目にありますように、位置を変更しますと、その表の中にありますように、騒音レベルと比較して、すなわち、当初ご提案いたしました位置でいきますと1.5メートルで、車道端、歩道と車道との境界部まで持っていきますと1.0メートルの高さで、計算式でいきますと環境基準をクリアできることとなります。また、1メートルという高さであれば、基本的に脱着式も可能ということで、前にご説明した除雪との関係の中でも処理が可能ということでございましたので、1.0メートルという数値を採用したいと考えたところでございます。ただ、安全率といたしますか、どうしても取りつけ道路が

開口して開く部分が出てきていますので、その辺の影響を考えますと、1.0メートルで本当に大丈夫なのかという疑問も残るところだと思います。

それで、この件につきましては、取りつけ道路の開口部の影響もさることながら、後背地の土地の使い方の問題もあります。今は準住居地域あるいは第1種低層住居専用地域というように用途地域が指定されておりますので、そういうことにあわせていくのか、あるいは、将来この道路ができたときに土地利用をどのように考えるのかという課題もございます。

このように、いわゆる不確定要素も多いということで、我々としましては、今の時点で何メートルというふうに高さを限定するのはなかなか難しいというところもございまして、一応、今回の調査をベースに、車道と歩道の境界部に遮音壁を設置することを基本とさせていただきながら、その事業の実施前後に改めて調査をし、騒音測定などを行って、周辺の土地利用の状況、住民の意向、また安全面で公安委員会との協議も必要でございますので、そういったものを踏まえて、車道と歩道の境界部に遮音壁を設置するというを基本に調整をさせていただいて、適切な措置を講じたいと考えてございます。

一番ご指摘の多かった位置については、脱着式を基本に車道と歩道の間につくり、高さは1メートル以上を基本として、関係機関や地域と協議をしながら設置したいと考えております。また、設置に当たっては、地域の住民、関係機関との協議も行いながらやるということで進めさせていただきたいと考えております。

それから、2点目は、水質汚濁による環境影響ということでご指摘をいただいております。道路供用後の排水ということでございます。

通常、道路の排水そのものについては、それ自体が環境に大きく影響を与えるということではないと思います。しかしながら、泥を含んだ水が流れたり、河川に与える影響は少なからずあるのではないかとご指摘だというふうに理解をさせていただきました。

これにつきましては、これまでも管の中には泥だめなどが一応ついているのですが、今回、河川への放流ということも考えて、はけ口にヤシロールを設置して、泥をさらによけまして、あるいは水も通すことができてる過機能もあると言われておりますので、そういうものを設置したいと思います。

資料の2ページを見ていただきたいのですが、ヤシロールとはどういうものかという写真と、設置方法としては、2ページの図にある設置イメージのようにヤシロールを設置して泥をさらによける、あるいはフィルター機能を活用して水をできるだけきれいな形ではけ口から出したいということを考えております。

それから次に、照明灯のお話がありました。資料の3ページと4ページでございます。

まず、3ページには、照明灯がどんなふうにつくのかというのを掲載してございます。通常、我々が道路照明をつくる時に、札幌市の土木工事標準設計図集というのものにあわせて、テーパーポールを使用して、下のような断面で設計をしております。この場合は、50メートル間隔の千鳥配置です。したがって、片方では照明灯の間隔は100メートル

になります。それをもって照明を行います。

しかしながら、防風林側をできるだけ遮光するというのを考えたときに、これではまだちょっと不十分なのかなと思いますので、4ページを見ていただきたいと思います。

これは、ルクスをあらわした曲線を照明灯の位置から提示してみました。左側が防風林側です。そうしますと、通常のものでいけば「対策前」のルクスの曲線があらわされていますけれども、それに対して、鳥類などの飛来への影響をできるだけ防ぐということで、遮光板を設置しますと、下のような曲線に変化させることができます。したがって、歩道の部分の照明が必要ですから、歩道部分はこれでおおむね照明が当たりまして、それ以外のところを遮光するような形にできますので、遮光板を設置するという事で進めたいと考えております。

それから、4番目の防風林の保全についてですが、緑地の保全・確保と動物の移動阻害ということでお話ございました。

道路につきましては、できる限り防風林を切る面積を小さくすべきではないかと。今、現道で切れているところがありますけれども、それ以上広げるのをできる限り少なくできないだろうかというご指摘であったかと思えます。

それに対する私どもの考え方としては、5ページを見ていただきたいと思います。

既に防風林を切っている道路というのは、右側の方に新琴似通という石狩までつながっている道路が1本ございます。これは、既に整備が終わって、車が追加しております。ちょうど図面の真ん中の赤い点線が上にカーブするところでございます。

それに対して、今回、既に通っている道路をさらに広げようという計画でご提示したのが、青丸のついている2カ所です。屯田・紅葉山通と屯田第2横通という道路でございます。これについては、今回新設する赤い点線で示しました屯田・茨戸通に接続させる形で都市計画なり整備をしようということで考えていたところでございますが、ご指摘にあったように、できるだけ現道を生かしてそれ以上広げないという趣旨からすると、この2本がどうにかならないのかということで対象になるかと思えます。

我々がいろいろ考えたところ、屯田・紅葉山通につきましては、5ページにあるように、既に石狩の開発にあわせて都市計画が行われております。都市計画決定されていまして、川を渡ったところが石狩ですけれども、石狩の開発区域の道路とつながる道路でございます。そういう関係もございまして、やはりこれは整備の必要が高いという判断をしています。

一方、屯田第2横通ですけれども、これにつきましては、石狩との連携はございません。ちょうど遊水地のところにつながる道路に行って、行きどまりでとまっている道路でございます。そういう意味では、この1本につきましては、つなぐだけの拡幅になりますので、今すぐにここの都市計画をやめるというお答えはできませんが、この屯田第2横通を検討材料として、できる限り現道のままにした形での接続を検討させていただきたいと思えます。屯田第2横通については、できる限り都市計画をせずに現道のまま維持させていただ

きたいというふうに考えております。

続きまして、動物の移動阻害というお話がございました。

次の6ページを開いていただきたいと思います。

これも、アカネズミやキタキツネなどの動物の移動阻害の保全措置ということで、移動阻害のための生息環境への影響を考えた措置ができないかということだったと思います。我々としては、道路を上を上げるのはなかなか難しいですけれども、道路の下にボックスカルバートを設けることによって動物がそこを通行できるようになり、移動阻害をなくすという措置をとりたいと思います。

ボックスカルバートの設置に当たっては、その図面にありますように、カルバートの中に犬走りにウッドチップを敷くという工夫をさせていただくとともに、どうしても水がたまったりしますので、雨水マス 動物はグレーチングを嫌うということがありますので、コンクリート製のマスを設置して水がたまらないような工夫もしたいと思います。さらに、カラマツなどの丸太を壁際に置くことによって、ネズミなどはそういうものに沿って移動する習性があると言われておりますので、そういうのを手助けできるのではないかと思います。

6ページの図面は、上が正面から見た図面で、下が上から見た図面でございます。上から見ますと、道路区域があって、その下にボックスカルバートが通っています。左側が防風林側ですけれども、そこにはウッドチップ、丸太などの仕組みでカルバートが続くという形になります。

7ページは、それを断面的に見たものになります。

道路の下に法面があって、そこにボックスカルバートがあって、誘導林といいますか、マントの部分の部分を設けて移動を助けるという措置をとりたいと考えております。

それから、森林の保護ということにあわせて、今横断しているところの周辺の林縁部で枯れた状態があるので、そういうものの保護を考えてくださいというお話がございました。

これも6ページと7ページの図面でございますが、特に6ページの下にあるように、道路があってすぐに防風林ということではなくて、そこに法面が当然ありますけれども、さらにマント植栽という形で、防風林、高木が立っているとしますと、その前面に中木や低木を植えることによって防風林そのものを守ることができるということでございますので、マント植栽をさせていただこうと考えております。したがって、抜ける道路については、こういう構造で、動物の移動阻害をなくし、さらに防風林を守る措置を講じたいと思います。

引き続きまして、大気汚染による環境影響ということですが、これにつきましては、確認調査をしっかりとった方がいいというご指摘だと思います。これにつきましては、事業に入るまでにまだ数年かかしまして、そういう変化も予想されますことから、事業の実施前後にきちとした調査、大気質、騒音等について、先ほどの遮音壁も含めて調査を行って適切に処置をしたいと考えております。

それから次に、石川委員からご指摘がありましたハイタカとオオジシギへの生息影響ということでございます。調査そのものにつきましては、環境庁の「猛禽類の保護の進め方」というものに沿ったフローの中で実施しておりますけれども、可能性を完全に否定できるものではないというふうに我々も理解したところでございます。

そういうこともございますので、これも事業実施前後に改めて自主的な調査をさせていただいて、その結果をまたご相談させていただきながら適切な措置をとりたいと思います。

それにあわせて、次にコウモリのお話でございますけれども、コウモリにつきましてもその可能性が否定できないということでございますので、今お話ししたハイタカや騒音などと同じように事業の実施前後で適切な時期を選んで調査をし、その結果のご報告あるいは適切な措置を講じたいと思います。

最後になりますけれども、景観のお話でございますので、資料の 8 ページから最後の 12 ページまで載せております。

まず、右側の上に出ております全体図がどこの位置から見た状況なのかをご理解いただきたいと思います。

8 ページは、道路ができるところの右側、住宅地側から道路部分、ちょうど上がりかけの高架になる部分ですけれども、そこを見たらどうなるのかということでございます。上が現況で下ができた後の風景ですが、赤点線で示しましたとおり、この位置からは今回の道路は見えません。そういう意味で赤点線になっております。

それから次に、9 ページでございますが、これは逆に花川通側から高架になる部分を見た図面でございます。わかりにくいですが、上が現況で、下のトイレの左側のところにかすかにグレーで出ている部分が今回の道路の橋梁部分になります。

次に、10 ページでございますが、これも、今のをもう少しわかりやすく、ずっと上がっていく位置でございますので、どういう形になるのかというのを赤点線で示しております。これは、葉が落ちてかなり密度が低くなる冬の時期になりますと見える部分が多くなると思います。そういうことも含めて、またご相談させていただきながら景観を考慮した色合いを決めていきたいと考えております。

それから、11 ページですが、これは住宅地側から真横に防風林側を見たときにどうなるかということですが、上が現況で、下にモニタージュで、右側にグレーの部分が三角に出ております。これは、ちょうど上がり部分が見えるところでございます。

最後の 12 ページは、今と同じ位置ですが、今度は橋の高架部分を眺めたときにどう見えるのかというモニタージュでございます。上が現況の写真で、下に、前のページの斜めからつながってくるグレーのラインが見えると思います。黒い矢印のあたりにかかっておりますが、ここがちょうど頂点の部分になります。空がグレーっぽい状況の写真だったので見にくいですが、こういう位置に入ってきます。

以上が、今までいただいた意見に対する私たち事業者としての措置あるいは見解ということでご説明をさせていただきました。

以上でございます。

太田部会長 ありがとうございます。

市民まちづくり局の方からお答えをいただきました。

それでは、きょうで市民まちづくり局への質問は最後ということですので、お一人ずつ、今のお答えに対して疑問等があればいただきたいと思います。

富士田委員 いろいろご配慮をいただいたと思います。道路の路線そのものをかえることができないという中ではこのくらいしかないと思いますので、お互いに苦しい中でご配慮いただいたという点については私は評価しています。

ただ、専門の立場から言わせていただくと、札幌市内に本当にわずかに残る防風林を今回の道路の建設で切ってしまうということは、極めて残念なことであるだけではなくて、札幌市内の自然状態の生き物がわずかに残っている場所ですから、非常に危機感を覚えています。かといって、路線の変更もできないというお話なので、私の方から一つ、こうしたらどうでしょうかという意見を申し上げさせていただきます。

この防風林を切ってしまう場所に隣接するあたりに、代替地と言うとおかしいのですが、緑地のようなものを設けることができないかということをご検討いただきたいと思います。

準備書なりアセス調査の結果なりを拝見しますと、実は非常に貴重な植物がありまして、これは今、北海道内で2カ所しか生育が確認されていないものなのです。多分、札幌が開拓される前はあちこちに点在していたと思いますが、それが開発とともに姿を消して、たまたま人が植えた防風林の中に生き残ったのだと思います。それは、種が散布されるか何かの形で生き残っていたのだと思いますが、今回通る道路のすぐそばなので、かなり危ないのではないかと危惧しております。ですから、畑で構わないですけれども、近隣に代替地か何かを設けていただければと思います。130年かかってこれだけの林が自然にできたわけですから、我々の今までの知恵を絞って、市民団体などと一緒に木を植えて、あるものは移植するなりふやすなりして、あとは余り手をかけないで放っておけば、30年か40年くらいで自然状態の緑地というか防風林の代替地ができると思います。これは本筋から離れるかもれませんが、今回分断する措置として、ぜひともその点をご配慮いただけないかなと考えております。

太田部会長 その点に配慮していただきたいと思いますということですが、いかがでしょうか。

丸田課長 緑地をつくったときに、どこが管理するかという管理面の問題が一つ出てまいります。それから、どこの場所が適切なのか、そこに用地が確保できるかということもございませう。ただ、考え方としては、機能保障という考え方をとれるのではないかといいところもございませう。また、残地がどういう形で出てくるのかということも考慮させていただいて、前向きに検討させていただきたいと思います。

太田部会長 その点についてよろしく願いいたします。

次に、長谷部委員の方からお願いします。

長谷部委員 騒音のことですが、専門の者として音源に近い位置で遮音壁を設置していただくということを申し上げましたけれども、遮音壁をいろいろご理解いただいて、そういう基本的な考え方に立っていただいたことはありがたく思います。

ただ、高さについてまだ確定していないということで、その後の調査、それから推定計算もされるのでしょうかけれども、そういうものに依存するということになると、この委員会の、具体的には私の視野の範囲から離れてしまうと思いますので、それはどういうことになるのかということをご心配しております。もう少し具体的にご説明をいただければありがたいと思います。

それから、取り付け道路の開口部の問題も今後検討されるのではないかと気がしますが、もう一つは後背地の土地利用ですね。それはまだ不確定なところがあり、それもまた視野に入らないということです。そうした不確定のところをどうされるのかについて、もう少し具体的にお話しいただきたいと思います。

それから、お示しいただいたこの表を見ても、環境基準の本当にぎりぎりなのです。環境基準が60デシベルのところ、計算上は60とか61です。60でOKということになっていますが、これは本当にぎりぎりです。特に、北海道の場合は、本州以南に比べて建物がなくて、特に、雪対策で基礎を少し上げてありまして、私の家も1階部分がほとんど2階に近いくらい高くなってあります。そうすると、こういった環境基準は本州以南のところを中心に設定されたものですが、それをそのまま北海道でもいいのかどうかと考えますと、かなりの安全率を見込まなければならないと思います。ただし、安全率は幾らかというのは、深い調査研究をされておられませんのでわからないところですが、できる限りの安全率を見込まなければならないと思います。

それから、何回か話題に出てきておりますが、交通安全上の配慮ということで、特に取り付け部の近辺で出入りする人や自動車が見えるような処理をぜひ考慮していただきたいと思います。

それから、遮音壁の高さについては、1.5メートル以上、少なくとも2メートルは必要だろうと思っておりますが、1.5、1.0も含めて検討されるということです。

それからもう一つは、冬の間だけ取り外す方式にされるということですが、その場合に問題になるのは最初の基礎です。基礎が2メートル以上の可動式の遮音壁をつけ得るような基礎の構造、もしトラブルがあって高さをふやしたいということになっても対応できるような考え方で進めていただきたいと思います。

不確定なところについて、もしご見解があればお願いしたいと思います。

丸田課長 不確定要素の第1は土地利用ということがあります。ここは市街化区域の部分ですので、道路ができた際にどういう使い勝手になるのかということは、確かに我々もわからないところではあります。今指定されている用途地域 用途地域で建物を建てられる範囲が決まってしまうので、それでいきますと、沿道が準住居で、その後背地が1種低層です。1種低層というのは本当の戸建て住宅です。それで、問題になるのは戸建

て住宅だと思えます。その沿道に面したすぐのところは、準住居ですから、ある意味では戸建て以外の用途の建物もできます。小さ目の店舗であればできるという状況になります。ただ、そういうものが張りついたときに、それがバッファとなってどうなるのかということも解析の必要性があると思えます。その辺については、机上での推計値だけで判断するのは非常に難しいところがあるのではないかとというのが我々が不確定要素と言っているところです。

それから、高さについても、確かに安全率を高めることは大事だと思っていますし、その認識はあります。ただ、壁ができてしまうことによって、今度につながった道路からの視距がとれなくて、安全性という問題も出てきますので、そういったことへの配慮が必要なのだろうと思えます。その際に、今、長谷部委員がおっしゃったような材質による工夫もあるのではないかと認識はしています。

ただ、材質といいましても、それによって音が反射したり、その材質もどれがいいのかというのはさまざまあると思えます。それから、構造も、基礎を設置して、その上に材質を変えて設置するような遮音壁もあると思えますし、吹雪よけのような感じのものもあると思えますので、その辺も不確定要素だと思えます。

したがって、今回は高さを限定しておりませんが、我々としては、設置位置は車道と歩道との境界部として、基本的に脱着式にできるように、管理が支障のないような形で、視距とか安全面の確保ができて、さらに材質の工夫なども可能な限り行った上で、できる限りの安全率を確保するようなものにしたいと考えているところでございまして、その辺が不確定要素の部分でございまして。

今の段階ではなかなか断定できないのですが、これについては、事前の調査の中で、事業の中で処理しなければいけないこともありますので、事業実施前、それから実施後も当然ありますけれども、実施前の調査をベースに、開口部なども全部設定して、建物などの前面部がこうなった場合、こうなった場合というような形で条件設定をした上での平面解析も行った上で、またご相談させていただきたいと思っております。

そういうこともあって、ちょっと不確定要素ということでございます。

黒河課長 一言よろしいでしょうか。

事務局の立場というより、環境局の立場として申し上げさせていただきます。

新設の道路でございますので、騒音、大気質につきましては、環境基準の遵守は環境局として当然やっていただかなければならないこととございます。このアセスメントで頭出しをしていただいて、実際に取りつける段階で、今の話のように、いろいろ不確定要素があるということとございましたが、環境基準をクリアするためにはどういう工法がいいのかというのを、事業者と事務局ということではなくて、道路部局と環境部局との間の調整が直近では当然行われることとなりますので、その部分で札幌市としてきちんと対応していきたいという考え方でございます。

長谷部委員 そうすると、委員としては、その辺はお任せという形にならざるを得ない

のですね。

黒河課長 形としては、ゆだねていただくということになります。

太田部会長 それでは、石川委員からお願いします。

石川委員 この中でいろいろご配慮いただいたことは、こちらの方で要望したこともかなりあるのですけれども、いろいろと工夫していただいて、かなり配慮していただいたなと理解しています。

実際に、果たしてどこまで影響がないのか、受容できるのかという問題もありますけれども、通常は何もないところにこれだけいろいろな措置をしていただきましたので、この審議会としては、十分いろいろとお願いして、それを反映していただいたということではないかなと思っております。この件に関してはですね。

まだ事後調査もあるということなので、引き続き、いろいろとご配慮をお願いしたいと思えます。

太田部会長 それでは、大原委員からお願いします。

大原委員 前は欠席しましたので、昆虫のことが余り話題になっていなかったようです。

実は、3ページの照明灯のところですけども、これは鳥に対するというお話でしたが、虫に対するところは何かご配慮されていますか。

丸田課長 いえ、特にご意見等をいただいているので。

大原委員 明かりに虫が集まるので、当然、ナトリウム灯とかいろいろな形で配慮されるのですけれども、隣が完全に森で800以上の種類がいるところなので、夜行性の虫もかなりいると思います。それは一つあるかなと思いました。

太田部会長 今のは、鳥ではなくて、虫そのものに対してという意味ですか。

大原委員 はい。虫が光に集まって、道路に落ちてひかれて個体数がなくなるということです。当然、虫がいなくなれば、それは鳥のえさですから、どんどん劣化していきますので、森の中に公園や駐車場をつくる時は、そこら辺は非常にデリケートにやらなければいけない問題です。また、森の横を平行して走りますから、明かりがこうこうとついていると、その昆虫はあつという間にいなくなります。

ですから、明かりの場合には、夜行性の鳥より虫の方が問題になるのかなと思えます。

それから、6ページのボックスカルバートの件で、上から見た図の中に低水路というものがありますけれども、これは溝を掘ることになるのでしょうか。

高久係長 そうです。

大原委員 そうすると、ここに徘徊性の昆虫が全部そこに落ちます。それから、トガリネズミも、ここはオオアシトガリがいますけれども、それも落ちて上がれなくて死んでしまいます。ですから、このあたりのどこかを斜めにして逃げるところをつくるのかどうか分かりませんが、キツネは落ちてでも出られますけれども、小さなネズミなどはみんなそこで死んでいるのです。その管理が悪いと、落ち葉がたまって出られるようになるのです。

けれども、管理がいいと、そこが虫の墓場になっていまして、最後に水で流れてしまうと、そこから徘徊性の虫はどんどんいなくなります。ですから、そういうことへの配慮がもう一つ必要だと思います。

それから、ここに貴重なカタツムリがいるというふうに最近聞いたのですが、カタツムリの調査はされていないですね。それで、先ほど富士田委員からもありましたけれども、今回は、山の中の一部を切つてというのではなくて、札幌の中で本当に希少に残された場所を壊すということなので、私の専門の立場からいっても、この委員としても、ここは本当に残さなければいけない場所なのです。かつ、緑の回廊というのはつながってなければいけないのです。本当にいいのは一番大きな面積なのですが、それが無理なので、真ん中を抜いて回廊にしようという発想です。それを切ってしまうので、これは緑の回廊を断絶するということから、私も富士田委員と同じように非常に残念だと思っております。道路をつくることも大切ですが、これは回廊を切ることだというふうに同時に認識して、市民の方にそういうことを説明していただきたいと思います。

石川委員の方からハイタカ、オオギシキの再調査が必要だ、コウモリも再調査が必要だ、それでカタツムリも再調査が必要だということになると、この3カ月で出てきた評価書で、札幌に唯一残された大切な回廊を切ってしまうていいのかというのが率直な意見です。

太田部会長 そうすると、カタツムリに関しては、この次の調査のときに……。

大原委員 再調査が可能であればしていただいて、本当に貴重なもの 特にカタツムリは動かないので、完璧にここにしかいないと思います。

太田部会長 富士田委員がおっしゃったように、代替地のようなものを置くことは可能なのですか。

大原委員 それは絶対しなければいけないことだと思います。

太田部会長 それは、やろうと思えば可能なですね。

大原委員 ある程度個体がわかっていて、隣に動かせるというのならいいでしょうけれども、カタツムリはカルシウムなどが大切なので、土壌の問題もあつたりします。ですから、非常に難しいと思います。

富士田委員 もっとデリケートなのです。どこにいるかですね。

大原委員 ここはバリエーションがすごく多いらしいです。

太田部会長 そうすると、今回の調査に漏れていれば調査をしていただいて、もしいれば、その代替措置が可能かどうかを検討してもらおうということでしょうか。

大原委員 貴重であれば残すということですね。どれだけ貴重かということ判断していただいてということになると思います。

太田部会長 それから、先ほどのカルバートの件は、この構造を、低水路を斜めに切つてもらえば……。

大原委員 どこかに上がれるところがあればいいと思いますけれども、そこから水が漏れると、周りの植物などに……。

高宮部長 直角に切らないで……。

太田部会長 斜めに切れればいいということですね。

大原委員 ただ、そこから水があふれると、外側にも影響が出たりするのかなと思います。素人なのでよくわからないのですが……。

丸田課長 大丈夫だと思います。

石川委員 いわゆる水路のところは何メートルか置きにぼんぼんと……。

大原委員 小さければ小さいほど、そういう場所がなくて落ちて終わりということ多いと思います。

丸田課長 それについては、幾らでも工夫ができます。

富士田委員 何か事例がないのですか。実際にこういう工事をやっていると思います。やっていませんか。

高久係長 トラフに出られるような事例はあります。

大原委員 多分、ここにピットフォールトラップという罠をかけていると思いますけれども、まさにピットフォールというのは穴なのです。これはその最大級のものですから、虫が全部ここでいなくなるということです。

丸田課長 その辺は、またご相談をさせていただきながら、構造は幾らでも可能です。

太田部会長 一応、事業者の方に来ていただいて直接返答していただくのはきょうで終わりになりますけれども、きょうの意見で、今回すぐにお答えできないことは、後で文書でいただいて、この次に我々だけで議論するときの参考にさせていただきますので、その点をよろしく願います。ただ、今お答えできることは願います。

丸田課長 カタツムリにつきましても、また事業の前に調査をやりたいと思います。ただ、事業といってもまだ何年もあるのです。ですから、期間も指定をしていただいて、どういうときにどうやるのが一番いいのかということもご相談させていただいて、その上で調査をやります。

富士田委員 何年かかるのでしたか。

丸田課長 着手まではおおむね5年くらいかかると思います。

大原委員 急ぐ必要は何もないと思います。壊したら終わりという場所で、それこそここは札幌市の宝ですからね。それをこれからどうしようかという審議ですから、次のときに説明に来れなくて、文書だけでその部分がだめになってしまったなどというおろかな話はないので、必要であれば、ぜひ一回足を運んでいただければと思います。

丸田課長 今のような回答を文書でお出しします。

太田部会長 また先生の方と直接議論をされると思いますので……。

大原委員 必要であればということで。

長谷部委員 このカルバートは何本つくるのですか。

丸田課長 3カ所です。防風林の切るところ2カ所と、それから、これは広げてやらなければいけないですけれども、屯田・紅葉山通の部分もそうです。それから、屯田第2横

通をどうするかはご相談だと思います。現状のままやるのであれば、それがベターであればそうですし、もっとカルバートもやった方がいいというのであれば、それもできます。それは、またいろいろご相談をさせていただきたいと思います。

長谷部委員 素人なのでわからないのですが、何本が適切なのかというのは、3本程度でよろしいのでしょうか。

石川委員 恐らく、これを余りつくると、高さが1メートルくらいのもので、維持管理も大変だと思います。長さがありますので、あまり不用意にたくさんつくると、またいろいろ問題もあるのかなと思います。

長谷部委員 生態系保存上は、もちろん多ければ多いほどいいですね。

石川委員 必ずしもそうとは言えないと思います。完全に道路を越えなければ移動できませんということではなくて、川もありますし、こういうボックスもあって移動できるということであればいいのかなと思います。前は、川しか移動するところがありませんでしたから、それでは不十分のかなと思っていたのですけれども、今回、ボックスがあれば、わざわざ道路の方に行かずとも要所要所で向こうへ行けるのであれば、ただ、ちょっと長いので、暗い中を通るかどうかということもよくわかりませんが、夜行性のものであれば移動できるのかなと思います。

長谷部委員 3本程度でもいいということですね。

石川委員 一番密度の高い林寄りとか、それに沿っていくところにカルバートがあれば通行できるかなとは考えていました。ただ、私は動物が専門ではないので、村野先生あたりがこれを見てどういうふうにご判断いただけるか、私は大丈夫だろうとは思って見せていただいていたと思います。

太田部会長 村野先生と打ち合わせはされるのですね。

丸田課長 はい。

ただ、我々が道路として責任を持ってできるのは、少なくともこの3カ所です。それ以外のもともとのところは、また森林管理局とかさまざまありますので、我々が何でもできるものではないのですが、我々のできる範疇で最大限の努力をします。

太田部会長 断面は1メートルの1.5メートルという小さなものですが、長さが三十数メートルになるわけですね。

石川委員 最初に見たときにいいなと思ったのですけれども、今、改めて高さを見て、果たして防犯上で大丈夫のかなと不安になってきたところもあります。

高宮部長 入り口のところにさくをつければ……。

石川委員 30メートルの1メートルというのは大変ですから、そこは人間のことを全然考えていませんでした。

太田部会長 昔、北海道にはカルバートが結構ありましたね。

中井委員 本来は車が下がるのが当たり前なのですよ。それが一番ベターで、森がつかがるのです。

丸田課長 防犯とか、子どものこともありますので、それは当然検討します。

長谷部委員 いい遊び場になる可能性もあります。

太田部会長 生き物に対して適切かどうかといことは、村野先生の方にも確認をしていただきたいと思います。その点をお願いします。

黒河課長 1点、確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、富士田先生から緑地という言葉でお話がありましたけれども、これは人間が使います緑地とは全然違うのですね。これは、公園ではなくて、ビオトープみたいなイメージの……。

富士田委員 そうです。人が使う必要は全くありません。自然の森のようなものがあると、皆さんから散策路をつくってくれなどというご意見が出るのですが、そうではなくて、札幌の生き物を守るために人が入らなくていいのです。やぶで構いません。このマント植栽という部分もきれいに植える必要は全然ありません。これも、隣の防風林を保護するためのマント植栽というふうにしていただかないと、どこから持ってきたかわからないような木をちゃちゃっと植えることだけは避けた方がいいと思います。今回の場合は特に配慮が必要ですね。

大原委員 自然の植生があると、もともといた虫もそこにすみつくことができるのです。けれども、芝生にすると、芝生の害虫しかすめないのです。ですから、少なくとも自然植生に戻していただくのが一番いいので、余計なことはしない方がいいです。

富士田委員 そのために人がちょっと手をかけるのですけれども、あとは自然の回復力に任せるといような、ですから、確かに緑地という言葉は適切ではないですね。代替地をつくっていただきたいなとは思いますが……。

丸田課長 それは、防風林に隣接してという考え方ですか。

富士田委員 隣接しているのが一番望ましいですけれども……。

大原委員 そうすると、防風林が広がることになりますから、リスクが大分減ると思います。

富士田委員 縦長に面積があったものを分断して小さくしてしまうわけですから、形としては縦長でなくなったとしても、ある一定の面積を確保できれば、生き物の個体群の維持にうまく働くとおもいます。

大原委員 やっぱり配慮しているなという感じの道路ができると、本当にいいと思います。やっちゃったのかと言われると、それはもったいないと思います。

富士田委員 これは、自然保護団体などから文句が出ないとは限らないですよ。かなりデリケートだと思いますので、配慮しているという姿勢を見せた方がいいというか、実際に配慮した方がいいのではないかと思います。

高宮部長 掘削するときに、今あるものをそのまま何メートルかぐっと持って行って移動した方が、虫もそのまま入って移動するのでしょうか。

富士田委員 今はそういうこともやっているのです。

大原委員 九州大学は、今、移転をやっているのです。そのときに、どうしても建物を建てなければいけなくて、真ん中に池があったのです。そして、その土壌から何から１メートル四方で全部持っていきました。

高宮部長 それをまたはめていくわけですね。

大原委員 そうです。土壌動物まで持っていくということを考えれば、そうするしかないのです。ここの調査も土壌動物は一切やっていませんね。ただ、アセスでそこまでやったら切りがないですから、そこまでやる必要はありませんが、そのくらいの配慮をしているところもあります。

太田部会長 それでは、中井委員、お願いします。

中井委員 防風林の部分は、ボックスカルバートか、この間私が申しましたけれども、2本の大きく拡幅される部分ですね。屯田第2横通の方は何とか現状を維持していただけるかなというお話もいただきましたので、そのすべての部分が、道路が一つ通ることに対する代替のいろいろな意見が出てきているのだなという気がしました。

それから、景観の話ですけれども、今回、写真で見せていただいた部分については余り見えないというご意見ですが、冬のことも考えますと、落葉したときには姿が見えてくるわけです。また、我々がこういう写真を見てその部分だけは見える見えないと言っていますけれども、住んでいる方はここを移動していますので、かなり大きな工作物が見えてくるわけです。そういうときに、ここの会議ではないですけれども、さまざまな土木デザインの中での解決法を今後検討していただきたいと思います。デザイン的なものとか、色的なものとか、抑圧がなく軽く見えるような配慮というか、そういうものがあればいいのではないかと思います。

太田部会長 そういう形で配慮していただきたいということで、よろしく願いいたします。

私の方は、この後、技術的な調査をしていただくということで結構だと思います。

それでは、事業者意見に対して皆さんから意見をいただきました。きょういろいろ出た意見に関しては、事務局の方でまとめていただいて、次回は我々委員だけで議論をさせていただきたいと思います。

それから、見解書に関しては、先ほど言いましたように、我々が直接議論する立場にないのですけれども、何かありますでしょうか。

大原委員 生態系のところで、緑の回廊を維持すべきだというものに対する回答が、「新たな植生の創出に努めます」という言葉ですけれども、この「新たな植生」というのは新たな自然植生ということだと思えますが……。

太田部会長 2ページ目の事業者見解の一番上の5行目ですね。

大原委員 1ページ目と、2ページ目の一番上にも「新たな植生の創出」とありまして、先ほど緑あるいは緑地とは何だというお話がありましたけれども、そこら辺の言葉が、ただの緑ではなくて、人工の芝でも人工林のカラマツでもなくて、自然植生がキーワードか

などと思います。

太田部会長 サジェスションとして、ここをどういうふうに直せばいいか……。

大原委員 街路樹の植林というのは、ここだけを読んでしまうと、街路樹などを植林しないで……。

太田部会長 1ページの事業者見解の一番下、2ページ目の事業者見解の上から5行目の「新たな植生の創出」という言葉の使い方として不適切ではないかということです。

富士田委員 これは、代替地ということは考えていないのです。道路に植える街路樹、法面の緑化という回答です。

大原委員 となると、緑の回廊を維持しなさいと言われていているときに……。

富士田委員 その回答にはなっていないのです。

大原委員 そうですね。

黒河課長 この見解書が出た後にこの部会がスタートしておりますので、それ以前の段階での事業者の考え方が示されております。これは、きょうのご議論の中で大分変わったなという気がしております。

太田部会長 そうすると、この見解書を改めて出されるわけではないのですね。

黒河課長 それはございません。

ただ、この関係につきましては、条例の中で公聴会を開催することが定められておまして、今、私どもの方で公募をしております。

公聴会は12月2日を予定しております。今月の22日まで公述人を希望して、手を挙げる方がいらっしゃいましたら公述をしていただく運びになります。その中で、これに対して意義というか疑義というか、さらにとということであれば、公聴会の中でのやりとりがあろうかなと思っております。ただ、今のところ、きょうの段階では公述人の候補者はございません。

太田部会長 それでは、こういう形で出ていますよということが私たちにも示されたということですね。

大原委員 そうすると、これは訂正ということではなくて、これで説明を通すことになるのですか。

黒河課長 これにつきましては、市民意見に対する時点での事業者の見解でございましたので……。

大原委員 現時点の見解は……。

黒河課長 こういう事業者見解などしながら、この審議会でもんでいながら、最終的には市長意見を形成して、最後には評価書というところで初めて内容が確定することになります。ですから、今、ここでこう書いてあるということがありますがけれども、最後はそこに収れんされますので、そこが本当の意味での結論になります。今は過程でございますので、これは右へ行ったり左へ行ったりするお話でございます。

大原委員 それでは、今、これをどういうふうに検討するのですか。

太田部会長 これは、参考資料として我々に渡されたということですね。

黒河課長 そうです。審議ということではございません。

太田部会長 私は、我々がこれを見てサジェスションする立場にあるのかなと受け取ったものですから、委員の先生からご意見をとったのですが、もう既に出してあって、直す直さないではないとすると、むしろ我々が議論した内容を踏まえて、市民意見の公述のときに答えられるということですね。

黒河課長 そのときにやりとりはございません。事業者が必要とすれば評価書の中に盛り込まれるということです。

大原委員 そうすると、3ページにある事後調査を行うべしという意見の概要に対して、行わない、実施しないというのが事業者側の見解になっていますね。

黒河課長 この時点ではそうになっています。

太田部会長 10月6日の段階ですね。

大原委員 そうすると、これからどういうふうに説明するのでしょうか。

太田部会長 これは、流れが別なですね。

黒河課長 別の流れで、最後は評価書に収れんいたします。

太田部会長 それでは、もう一度確認しますが、今回は、きょういろいろ話していただいたものを事務局の方で取りまとめていただいて、さらに事業者から追加の見解があればそれをいただいて、次回、我々委員の間で議論をして、この部会としての報告を審議会に出すことになりますね。

黒河課長 そうなります。

太田部会長 それでは、進め方についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

太田部会長 それでは、きょうは予定より大分早く終わりましたけれども、事務局へお返しいたします。

黒河課長 太田部会長、どうもありがとうございました。

3. その他

黒河課長 それでは、今のお話を踏まえまして、今回は皆様と事務局での部会を持ちたいと思います。

部会の中身としましては、審議会の方に報告書を提出しなければなりませんので、きょうまでの部会でのご審議を踏まえまして、私どもの方で報告書の案を作成させていただきまして、それをもんでいただくという内容にしたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、次回の開催予定でございますが、きょうが11月の半ばでございますが、皆さんお忙しいでしょうか。

〔 次回日程調整 〕

黒河課長 それでは、12月の上旬から中旬あたりで設定させていただきたいと思
います。

4. 閉 会

黒河課長 きょうは、非常に短い時間でございましたが、熱心にご討議をいただきまし
て、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第2回部会を閉会いたしたいと思ます。

どうもありがとうございました。

以 上